

【日本原水協】第 10 回 NPT 再検討会議にあたり日本政府に申し入れ



鈴木首席事務官に申し入れ書を手渡す右から小畑、米山両代表理事＝22日、外務省

原水爆禁止日本協議会(日本原水協)は12月22日、外務省を訪れ、2022年1月4日から国連本部で開催される予定の第10回核不拡散条約(NPT)再検討会議の開催にあたって日本政府(岸田文雄内閣総理大臣、林芳正外務大臣)への申し入れをおこないました。

#### 申し入れ事項

- 1、**2010年再検討会議での「枠組」を創る「特別の努力」、2000年再検討会議での核兵器国による「自国の核軍備の完全廃絶」を達成する「明確な約束」など13項目の行動、1995年再検討・延長会議での全当事国が参加する中東非核兵器兵器地帯の創設の決議等、核兵器廃絶にかかわる過去の再検討会議での合意を、主旨、表現を歪めることなく再確認し、履行することを求め、第10回再検討会議の合意に反映させること**
- 2、**唯一の被爆国政府として、広島、長崎の被爆の実相、核兵器使用の非人道的影響について強調し、核兵器による惨禍を防ぐ唯一の確実な保証として核兵器を禁止・廃絶すべきことを最終合意に反映させること**
- 3、**核保有国に対し、とりわけ核兵器による威嚇と使用の放棄、「近代化」の名による新たな核兵器と運搬手段の開発、配備、増強の即時中止、核兵器使用ドクトリンや作戦計画の撤廃などを求めること**

また、アメリカの「核の傘」から離脱し、すべての核保有国に対して、「核兵器のない世界」の実現による「平和と安全」の合意実行を求めること

4、核兵器禁止条約(TPNW)を支持し、署名・批准を進めるとともに、3月22日から24日までウィーンで開催される第一回TPNW締約国会議にオブザーバーとして積極的に参加すること

申し入れには小畑雅子、米山淳子各代表理事、安井正和事務局長、千坂純、前川史郎各担当常任理事が参加しました。外務省からは軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課の鈴木晶子首席事務官が対応しました。

## 2021年12月22日 日本政府への申し入れ

第10回核不拡散条約再検討会議の開催にあたって 内閣総理大臣 岸田文雄殿 外務大臣 林 芳正殿 原水爆禁止日本協議会 新型コロナウイルスのパンデミックにより延期されていた第10回核不拡散条約(NPT)再検討会議が、1月4日から28日まで国連本部で開催されようとしています。周知のように2010年NPT再検討会議では、米ロ英仏中の核保有5か国を含む189か国のすべての締約国が「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことで一致し、その「枠組」を創るために「特別の努力」をすることに合意しました。それ以後、2015年の再検討会議では、アメリカなどわずか3か国の反対で「核兵器のない世界」を実現する新たな合意が妨げられ、核大国間の対立のなかで核兵器使用の危険さえ含む、新たな核軍備の開発や増強が続いています。しかし、核兵器の廃絶は人類の共通の願いであり、その努力は世界の大勢として続いています。2017年、国連は核兵器禁止のための交渉会議を開催し、賛成122、反対1の圧倒的大差で核兵器禁止条約を採択し、2021年1月22日、条約は発効要件を満たし、国際法として成立しました。それは人類的な広がりを持っています。各国の世論調査では、非核兵器国、核兵器国を問わず核兵器禁止条約への支持

や 2022 年 3 月、ウィーンで開かれる同条約 第一回締約国会議への参加を求める声が 70 %にも 80 %にも上っており、 NATO に参加する軍事同盟の中では、核兵器禁止条約参加の積極的検討や、締約国会議へのオブザーバーを決定する動きが続いています。第 10 回 NPT 再検討会議は、こうした世界の流れの中で第 8 回再検討会議での合意を守り、人類の安全は核兵器や「核の傘」によってではなく「核兵器のない世界」の達成によって保証しなければならず、「枠組」を創るために全締約国が「特別の努力」をすべきことを改めて確認し、具体的に行動を開始することが強く求められています。世界で唯一、原爆の惨禍を体験し、76 年余を経たいまも多くの被爆者が心身の傷に苦しむ日本は、核兵器の破滅的、非人道的影響について訴え、核兵器の全面禁止・廃絶をすべきことを誰に対しても明確に伝えられる立場にあり、政府にはそれを言葉だけでなく具体的提案と行動にして示すことが求められています。私たちは以上の見地から、第 10 回 NPT 再検討会議にあたり日本政府が次の行動をとられるよう強く申し入れるものです。

1、2010 年再検討会議での「枠組」を創る「特別の努力」、2000 年再検討会議での核兵器国による「自国の核軍備の完全廃絶」を達成する「明確な約束」など 13 項目の行動、1995 年再検討・延長会議での全当事国が参加する中東非核兵器兵器地帯の創設の決議等、核兵器廃絶にかかわる過去の再検討会議での合意を、主旨、表現を歪めることなく再確認し、履行することを求め、第 10 回再検討会議の合意に反映させること

2、唯一の被爆国政府として、広島、長崎の被爆の実相、核兵器使用の非人道的影響について強調し、核兵器による惨禍を防ぐ唯一の確実な保証として核兵器を禁止・廃絶すべきことを最終合意に反映させること

3、核保有国に対し、とりわけ核兵器による威嚇と使用の放棄、「近代化」の名による新たな核兵器と運搬手段の開発、配備、増強の即時中止、核兵器使用ドクトリンや作戦計画の撤廃などを求めること また、アメリカの「核の傘」から離脱し、すべての核保有国に対して、「核兵器のない世界」の実現による「平和と安全」の合意実行を求めること

4、核兵器禁止条約（TPNW）を支持し、署名・批准を進めるとともに、3 月 22 日から 24 日までウィーンで開催される第一回 TPNW 締約国会議にオブザーバーと

して積極的に参加すること 核兵器禁止条約は、核軍備競争の停止、核軍備撤廃、全面完全軍縮について定め た NPT 第 6 条の義務を具体化したものであり、第 8 回再検討会議で合意された「核兵器のない世界」を創り、維持する「枠組」とも合致するものです。この条約の評価は、第 10 回 NPT 再検討会議にとっても大きな焦点の一つであり、日本政府は条約への支持をはっきり打ち出すべきです。

以上